

京都市立芸術大学学生健康診断業務委託仕様書

1 件名

京都市立芸術大学における学生定期健康診断

2 目的

学校保健安全法第13条に基づき定期健康診断を実施し、学生の健康の保持増進を図る。

3 契約期間

令和5年4月1日～令和5年6月30日

4 業務内容

学校保健安全法施行規則第7条に規定する方法及び技術的基準に基づいて、健康診断を実施する。

5 委託業務の範囲

- (1) 受診票の作成
- (2) 健康診断（以下「健診」という。）に必要な器材の準備及び配付
- (3) 健診の実施（健診会場の準備、片付けを含む）
- (4) 胸部X線デジタル撮影の自己負担金（在学生のみ対象）の徴収
- (5) 健診結果のデータ管理
- (6) 健診結果の判定、報告
- (7) 検査結果、胸部X線データの保存、管理
- (8) 健診結果に関する各種帳票書類の出力、データ集計及び報告

6 健診会場

京都市立芸術大学（京都市西京区大枝沓掛町13-6）

7 健診日時

1.5日間（実施日時は、委託者と調整のうえ決定する。）

※ 令和4年度の実施日程は、別紙1を参照

8 健診検査項目

- ① 胸部X線デジタル撮影
- ② 身長・体重・BMI
- ③ 視力（裸眼・矯正）
- ④ 血圧
- ⑤ 尿検査（蛋白・糖・潜血）

⑥ 内科診察

9 実施方法

(1) 検査項目別の実施方法については以下のとおりとする。

① 受付

ア 委託者が提供する対象者名簿（電子媒体）を使用すること。

イ 受診票をあらかじめ用意し、受付にて受診者の記載内容を確認し、記入漏れがある場合には受診者に記入の指示をすること。

ウ 受診票は別紙2「健康診断受診票」を参照に、同様の項目を設定すること。

エ 胸部X線デジタル撮影の自己負担金（在学生のみ対象）を徴収し、領収書を発行し交付すること。

② 胸部X線デジタル撮影

ア 撮影に従事する技師は、女性の受診者に対しては女性技師が行うことが望ましいが、男性技師が行う場合は女性スタッフを同席させて実施すること。

イ 健診会場に胸部検診車を2台以上準備すること。男女が混同して受診する場合は、受診者整理を行う職員を配置する等プライバシーに配慮すること。

③ 身長・体重・BMI測定

計測値は小数点以下第1位までとする。必ず計測し、自己申告は認めないこと。

④ 血圧測定

ア 電子式血圧計を使用して測定すること。

イ 収縮期血圧及び拡張期血圧が一定の基準値を超えた場合は2回計測して数値を両方記入すること。

⑤ 視力測定

裸眼もしくは矯正視力のどちらかでの視力を測定すること。

⑥ 尿検査

ア 健診1か月前には検尿用採尿容器を準備する。

イ 学生が採取した早朝尿を当日回収すること。当日受診者が提出できなかった場合は、別に指定する日時に回収すること。

⑦ 内科診察

ア 診察に従事する医師は、女性の受診者に対しては女性医師が行うことが望ましいが、男性医師が行う場合は女性スタッフを同席させて実施すること。

イ 問診票に記載された既往歴、自覚症状等について留意のうえ診察を実施し、必要な者に対しては医学的助言指導を行うこと。その内容については具体的に健康診断票の診察欄等に記入すること。

(2) 健診実施体制全般については、以下のとおりとする。

① 受託者は、検査必須項目について確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

- ② 受託者は、健診業務の他に、受付業務及び自己負担金徴収業務、誘導、帳票の配布・回収の業務を行うため適正な人員数を配置すること。
- ③ 受託者は健診導線に渋滞が発生せず、設定健診時間内に業務が完了するよう、適正な人員数を配置すること。
- ④ 健診に使用する検査機器及びパーテーションについては受託者において準備すること。
- ⑤ 掲示物を含む検査会場の準備、後片付け等は受託者で行い、健診終了後は原状回復を行うこと。
- ⑥ 健診に使用する会場にかかる電気代等の経費については委託者が負担する。
- ⑦ 受託者は、委託者との十分な調整の下に業務を遂行することとし、必要な場合調整し、指示に従うこと。

(3) 結果データの処理及び保管については、以下のとおりとする。

- ① 受託者は、健診結果の入力データ項目及び内容、出力データ形式について、あらかじめ委託者に通知すること。(様式は問わない)
- ② 健康診断票原本及び電子媒体による「個人結果データ」を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 委託者への結果データの報告は、令和5年度は5月12日(金)までに提出するものとする。
- ④ 受診者への個人結果通知書を作成し、封をした状態で学籍番号順にそろえて委託者に提出すること。
- ⑤ 胸部X線デジタル撮影等の検査結果データは、受託者において5年間保管し、委託者の照会等に応じて貸出できるよう整理すること。

10 完了報告

- (1) 受託者は各健診日に責任者を配置し、あらかじめ委託者に書面で通知する。
- (2) 受託者は健診が完了した後、各日受診者数を委託者に速報すること。
- (3) 委託者は前記の検査により業務内容に瑕疵又は未履行があった場合、受託者に通知し改善あるいは履行を請求するものとする。当該瑕疵等が改善不可能なものである場合には、当該部分に係る代金は支払わないことができるものとし、当該瑕疵等により委託者が損害をこうむった場合には損害賠償請求ができるものとする。

11 契約方式

- (1) 契約期間は、令和5年4月1日～令和5年6月30日とし、別紙1の受診予定者数の健診を行うこととした1年間の総価契約とする。(項目別の単価契約ではない。)ただし、受診者の自己負担により実施される健診については、本総価契約の契約金額には含まないものとする。
- (2) 委託業務の支払いについて、別紙1の受診予定者数と実際の受診人数に差異が生じて

も精算行為はしない。

1 2 その他

- (1) 健診実施時に事故等が生じた場合、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する健診結果を認めた場合、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 受託者は個人情報保護に関する覚書を委託者と取り交わすこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とで協議し決定すること。